

## 規 則

卸売市場法施行細則をここに公布する。

令和元年十二月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第二十五号

卸売市場法施行細則

(認定申請書の様式)

第一条 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）第十三条第二項に規定する申請書の様式は、様式第一号のとおりとする。

(認定証の交付等)

第二条 知事は、法第十三条第五項の規定により認定をしたときは、開設者に対し、様式第二号の地方卸売市場認定証を交付するものとする。

2 開設者は、認定証を著しく汚損し、若しくはき損し、又は紛失したときは、知事に対し、様式第三号の地方卸売市場認定証再交付申請書により認定書の再交付を申請することができる。

(事業報告書の様式)

第三条 法第十三条第五項第五号の表の五の項(二)の事業報告書の様式は、様式第四号のとおりとする。

(運営状況の報告)

第四条 法第十四条において読み替えて準用する法第十二条第一項の規定による報告は、様式第五号の運営状況報告書により行わなければならない。

(書類の経由)

第五条 法及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該卸売市場の所在地を所管する農林振興センターの長を経由しなければならない。

附 則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

地方卸売市場認定申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者 住 所

法人名称

代表者の役職及び氏名

㊟

卸売市場法第13条第2項の規定により、地方卸売市場の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 卸売市場の名称

2 卸売市場の位置及び施設に関する事項

(1) 位置

(2) 施設

施設の名称	施設の面積	設置年月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月
	m <sup>2</sup>	年 月

(記載上の注意) 卸売場、仲卸売場及び倉庫(冷蔵又は冷凍で保管するものを含む。)については、生鮮食料品等の区分ごとに記載すること。

3 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

(1) 取扱品目

(2) 取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の実績及び見込み

取扱品目	実績（年度）	見込み（年度）
	トン 千円	トン 千円
	トン 千円	トン 千円

(記載上の注意)

- 1 実績の欄には直近年度の数量及び金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の数量及び金額を見込みで記載すること。
- 2 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる（以下同じ。）。

4 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

(記載上の注意) 組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

5 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

(1) 収支の状況

(注意事項)

- 1 直近年度の貸借対照表及び損益計算書並びに申請年度の貸借対照表及び損益計算書の見込みを添付すること。
- 2 地方公共団体が申請する場合には、1にかかわらず、次の表に記載すること。

収入	実績 (年度)	見込み (年度)	支出	実績 (年度)	見込み (年度)
総収入			総支出		
前年度繰越金			市場管理費（営業費用）		
使用料計			人件費（注4）		
売上高割使用料			事務費（注5）		
面積割使用料			建設改良費（総事業費）		
と畜場使用料			うち付帯事務費		
その他			うち補助対象事業費		
地方債起債			うち付帯事務費		
国庫補助金			地方債償還金		
うち建設改良に係る補助金			利息償還金		

都道府県補助金			うち市場事業に係る償還金		
うち建設改良に係る補助金			うち建設改良に係る償還金		
一般会計からの繰出金			元金償還金		
指導監督的経費繰出金			うち市場事業に係る償還金		
建設改良費繰出金			うち建設改良に係る償還金		
と畜事業費繰出金			と畜事業に係る償還金		
その他繰出金			企業債取扱諸費		
貸付金			繰上充用金		
貸付金利息			貸付金		
受取利息及び配当金			その他		
その他			うち〇〇〇〇（注3）		
うち受益者負担金分（注2）			うち〇〇〇〇		
うち〇〇〇〇（注3）			翌年度繰越金		
うち〇〇〇〇					

（記載上の注意）

- 1 実績の欄には直近年度の金額を実績で記載するとともに、見込みの欄には申請年度の金額を見込みで記載すること。
- 2 受益者負担金分は、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を記入すること。
- 3 その他のうち受益者負担金分以外で額が大きい項目を記入すること。
- 4 人件費は、給与、退職金、賃金、報酬、諸手当、法定福利費及び厚生福利費を合算したものを記入すること。
- 5 事務費は、市場管理費から人件費を控除した額を記入すること。

(2) 長期借入金及び起債の返済・償還計画

年 度	元 金	利 子	元金+利子
	千円	千円	千円
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
合 計			

（記載上の注意） 各年度末における長期借入金及び起債の残高の見込みを記載すること。

6 卸売市場の卸売業者に関する事項

名称	代表者名	取扱品目	取扱実績	純資産額	経常損益	備考
			トン 千円	千円	千円	

(記載上の注意) 取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。

7 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項

(1) 取引参加者に関する事項

取扱品目	仲卸業者数	売買参加者数

(記載上の注意) 売買参加者数の欄には、仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認、登録等を行っている者の数を記載すること。

(2) 取引参加者以外の関係事業者に関する事項

業 種	業者数

備考 添付する業務規程については、策定又は変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。

地方卸売市場認定証

卸売市場の名称

開設者名

上記の者は、卸売市場法第13条第5項の規定による開設の認定を受けた者であることを証する。

年 月 日

埼玉県知事



様式第3号（第2条関係）

地方卸売市場認定証再交付申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者 住 所

法人名称

代表者の役職及び氏名

⑩

卸売市場法施行細則第2条第2項の規定により、地方卸売市場認定証の再交付を受けたいので次のとおり申請します。

1 市場の名称

2 再交付の申請の理由

様式第4号（第3条関係）

事業報告書

（ 年 月 日から 年 月 日まで）

年 月 日

開設者 様

卸売市場の名称

卸売業者名称

代表者の役職及び氏名

㊞

卸売市場法第13条第5項第5号の表の5の項（2）の規定により、事業報告書について、次のとおり提出します。

第1 業務の状況

1 組織に関する事項

(1) 事業運営組織

（記載上の注意） 組織図（取締役、監査役等の別を付記すること。）で示し、これに各部門を担当する役職員の氏名、担当業務の概要、従業員数等を付記すること。

(2) 役員の状況

役名及び職名	氏 名	常勤・非常勤の別



(3) 従業員の状況

区 分		人 数
従 業 員	営 業 関 係	人
	事 務 関 係	人
	小 計	人
臨時職員年間平均雇用人数		人

(記載上の注意) 臨時職員年間平均雇用人数の項には、当該事業年度において雇用した延日数を当該事業年度の営業日数で除して得た数値の小数点以下を四捨五入して整数で記載すること。

2 卸売業務の状況

(記載上の注意) 認定を受けた他の卸売市場において卸売業務を行っている者にあつては、(1)から(3)までの表を本卸売市場分及び当該他の卸売市場を含めた全ての認定を受けた卸売市場分の合計についてそれぞれ作成すること。

(1) 卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益

種 類	受 託 販 売			買 付 販 売			卸 売 業 務 合 計		
	数 量	金 額	委 託 手数料	数 量	金 額	買付販 売利益 (損失) 金 額	数 量	金 額	販売 利益 (損失) 金額
	トン	千円	千円	トン	千円	千円	トン	千円	千円
当期合計(A)									
前年同期(B)									
前年同期対比 (B/A)	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(記載上の注意)

- 1 種類の欄には、取扱品目の種類に応じ、次の(1)~(5)に区分して記載すること。
  - (1) 野菜及び果実（以下「青果」という。）に属するものにあつては、野菜（輸入に係るものを除く。）、輸入野菜、果実（輸入に係るものを除く。）及び輸入果実
  - (2) 生鮮水産物に属するものにあつては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物
  - (3) 肉類に属するものにあつては、牛枝肉（輸入に係るものを除く。）、牛部分

肉（輸入に係るものを除く。）、輸入牛肉、豚枝肉（輸入に係るものを除く。）、豚部分肉（輸入に係るものを除く。）、輸入豚肉及びその他（肉類加工品を除く。）

(4) 花きに属するものにあつては、切花、鉢物、枝物、植木及びその他

(5) その他の生鮮食料品等に属するものにあつては、農産加工品（漬物及び青果加工品を除く。）、漬物、青果加工品（漬物を除く。）、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他

2 花きの数量の単位は、切花にあつてはケース（100本を1ケースに換算する。）、鉢物にあつては鉢（1個1鉢とする。）、枝物にあつては束（100本を1束に換算する。）、植木にあつては本（1個1本とする。）とする。

(2) 集荷先別取扱高の状況

区分 種類	生産者個人	生産者任意組合	出荷団体	産地出荷者	商社	他市場卸売業者	他市場仲卸業者	その他	合計	備考
	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	千円 ( )	
合計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	

(記載上の注意)

1 種類の欄には、取扱品目の種類に応じ、次の(1)~(5)に区分して記載すること。

(1) 青果に属するものにあつては、野菜及び果実

(2) 生鮮水産物に属するものにあつては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物

(3) 肉類に属するものにあつては、牛肉、豚肉及びその他

(4) 花きに属するものにあつては、切花、鉢物及びその他

(5) その他の生鮮食料品等に属するものにあつては、農産加工品（青果加工品を除く。）、青果加工品、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他

2 出荷団体の欄には、単協、県連及び全国連からの集荷に係るものを記載すること。

3 青果又は青果加工品に属するものにあつては、輸入青果物取扱業者からの集荷に係るものは商社の欄に記載すること。

4 生鮮水産物、水産加工品（塩干加工品を除く。）又は塩干加工品に属するものにあつては、産地市場からの集荷に係るものは出荷団体の欄に、産地仲買人及

び産地加工業者からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、水産会社からの集荷に係るものは商社の欄と他市場卸売業者の欄の間に水産会社の欄を設け当該水産会社の欄に、消費地市場からの集荷に係るものは他市場卸売業者の欄又は他市場仲卸業者の欄に、消費地の問屋、加工業者等からの集荷に係るものはその他の欄に、それぞれ記載すること。

5 肉類又は肉類加工品に属するものにあつては、産地食肉センターからの集荷に係るものは出荷団体の欄に、家畜商からの集荷に係るものは産地出荷業者の欄に、食肉加工会社からの集荷に係るものは商社の欄に、それぞれ記載すること。

6 買付集荷に係るものにあつては、( ) に内数で記載すること。

### (3) 販売方法別取引の状況

区分 種類	せり・入札		相対取引		合 計	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
	トン	千円	トン	千円	トン	千円
合計						

(記載上の注意)

- 1 種類の欄は、2の(2)の記載上の注意1の区分に準じて記載すること。
- 2 花きの数量の単位は、2の(1)の記載上の注意2に準じて記載すること。
- 3 せり・入札及び相対取引以外の売買取引の方法により販売を行ったものは、相対取引の欄と合計の欄の間に当該取引方法の欄を設けて記載すること。

## 第2 経理の状況

(注意事項) 貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

運 営 状 況 報 告 書

（ 年 月 日から 年 月 日まで）

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請者 住 所

法人名称

代表者の役職及び氏名

㊞

卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第12条第1項の規定により、当該地方卸売市場の運営の状況について、次のとおり報告します。

1 卸売市場の取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額の状況

取扱品目	実績（ 年度）
	トン 千円
	トン 千円
	トン 千円
	トン 千円

（記載上の注意） 花きの取扱いの数量については、記載を省略することができる。（以下同じ。）

2 卸売市場の業務の運営体制の状況

（記載上の注意） 当該年度末時点の運営体制について組織図で示し、これに各部門を担当する役員の氏名、担当業務の従事職員数及び業務の概要を付記すること。

3 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保の状況

(1) 収支の状況

(注意事項)

- 1 当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。
- 2 地方公共団体が申請する場合には、1にかかわらず、次の表に記載すること。

収 入	金 額	支 出	金 額
総収入		総支出	
前年度繰越金		市場管理費（営業費用）	
使用料計		人件費（注4）	
売上高割使用料		事務費（注5）	
面積割使用料		建設改良費（総事業費）	
と畜場使用料		うち付帯事務費	
その他		うち補助対象事業費	
地方債起債		うち付帯事務費	
国庫補助金		地方債償還金	
うち建設改良に係る補助金		利息償還金	
都道府県補助金		うち市場事業に係る償還金	
うち建設改良に係る補助金		うち建設改良に係る償還金	
一般会計からの繰出金		元金償還金	
指導監督的経費繰出金		うち市場事業に係る償還金	
建設改良費繰出金		うち建設改良に係る償還金	
と畜事業費繰出金		と畜事業に係る償還金	
その他繰出金		企業債取扱諸費	
貸付金		繰上充用金	
貸付金利息		貸付金	
受取利息及び配当金		その他	
その他		うち（注3）	
うち受益者負担金分（注2）		うち（＃）	
うち（注3）		翌年度繰越金	
うち（＃）			

(記載上の注意)

- 1 金額の欄には当該年度の実績で記載すること。
- 2 受益者負担金分は、卸売業者等の光熱費等使用料として業者が負担すべき費用分を記入すること。

- 3 その他のうち受益者負担金分以外で額が大きい項目を記入すること。
- 4 人件費は、給与、退職金、賃金、報酬、諸手当、法定福利費及び厚生福利費を合算したものを記入すること。
- 5 事務費は、市場管理費から人件費を控除した額を記入すること。

(2) 長期借入金及び起債の返済・償還の状況

年 度	元 金	利 子	元金+利子
年度 (当該年度の実績)	千円	千円	千円
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
合 計			

(記載上の注意) 各年度末における長期借入金及び起債の残高の見込みを記載すること。

4 卸売市場の業務の運営に係る公表の状況

- (1) 売買取引の結果等 (卸売市場法第13条第5項第3号ロ)
- (2) 売買取引の方法 (卸売市場法第13条第5項第4号イ)
- (3) 決済の方法 (卸売市場法第13条第5項第4号ロ)

(記載上の注意) インターネットを利用して公表している場合には、該当ページのURLを記載すること。その他の方法で公表している場合には、その方法を記載するとともに、公表内容が分かる資料 ((1)にあつては、一例で構わない。) を添付すること。

## 5 監督措置の実施状況

### (1) 検査の実績

対象業者名	実施年月日	検査の内容

### (2) その他の措置の主な実績

対象業者名	実施年月日	措置の内容

(記載上の注意) 検査以外の監督措置のうち、是正の求めなど主なものの実績を記載すること。

## 6 取引参加者の状況

### (1) 卸売業者

#### ア 卸売業者の状況

名称	代表者名	取扱品目	取扱実績	純資産額	経常損益	備考
			トン 千円	千円	千円	

(記載上の注意) 取扱実績、純資産額及び経常損益の欄は、直近年度の数量及び金額を記載すること。

#### イ 場外指定保管場所の状況

名称	位置	指定年月日	主な保管品目	温度管理の有無

(記載上の注意)

- 1 業務規程において、当該卸売市場における入荷量の変動に対応し、円滑な流通を確保するため、当該卸売市場の周辺の地域における一定の場所を、当該卸売市場に出荷された生鮮食料品等を搬入して卸売をする場所として指定することとしている場合に、当該指定した保管場所について記載すること。

- 2 温度管理の有無の欄については、当該保管場所が低温又は定温管理機能を有する施設である場合には「有」を、当該機能を有しない施設である場合には「無」を記載すること。

(2) 仲卸業者の状況

取扱品目	個人	法人	合計
	( )	( )	( )
	( )	( )	( )
	( )	( )	( )

(記載上の注意) ( )には当該事業年度内に新規に参入した業者数を記入すること(既存業者との合併や事業譲受け等により参入した場合を含む。)

(3) 売買参加者

取扱品目	業 種						
	一般小売店	スーパー	生協	給食、外食納入業者	加工業者	他市場卸売業者	その他
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

(記載上の注意)

- 1 仲卸業者以外の買受人であって、開設者による承認や登録等を行っている者について記載すること。
- 2 ( )には当該事業年度内に新規に参入した業者数を記入すること(既存業者との合併や事業譲受け等により参入した場合を含む。)

(4) 取引参加者以外の事業者

業 種	業 者 数

7 認定事項の軽微な変更の状況

(1) 変更の内容

(2) 変更の理由



(3) 変更内容の施行年月日

(記載上の注意)

- 1 卸売市場法施行規則第27条第2項の規定により、当該運営状況報告書による報告をもって認定事項の軽微な変更に係る届出書（別記様式第4号）の提出に代える場合に記載すること。
- 2 変更の内容については、変更前と変更後を対比して記載するとともに、変更後の地方卸売市場認定申請書（様式第1号）を添付すること。
- 3 卸売市場法施行規則第17条第3項に掲げる添付書類のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるものを添付すること。
- 4 業務規程の変更を伴う場合には、変更後の業務規程のほか、当該変更に関する意思の決定を証する書面を添付すること。